

## 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例案

(趣 旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第8項の規定に基づき、同条第1項に規定する住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 法第30条の44第8項の条例に規定する目的は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。）を利用して、次に掲げる証明書等を交付することとする。

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書

(利用手続等)

第3条 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを利用して前条各号に掲げる証明書等の交付を受けようとする場合は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、市規則で定めるところにより、当該申請をした者の住民基本台帳カードに当該申請に係る前条各号に掲げる証明書等の交付を受けるために必要な情報を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる証明書等の交付に当たって、住民基本台帳カードに記録された個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。